

# 優良公民館表彰を受賞

このたび、養父公民館が優良公民館表彰を受賞しました。これは、文部科学大臣が地域



みんなで進める童話のまちづくり事業

住民の学習活動に大きく貢献している全国の公民館を表彰するものです。

養父公民館では、市民ボランティアスタッフによって運営される「Eハホールチエロコンクール」、地域・行政・学校等が連携してまち全体の読書活動の場を創り出す「童話のまちづくり事業」、生涯学習の拠点として自治的な公民館運営がされている「校区公民館」など、住民主体の地域づくり・人材育成を推進するため各種事業に取り組んでいます。

## 未成年者の喫煙防止のために

近年、健康志向と医学的データによる喫煙の害が報道され、大人の喫煙者は減少傾向にあります。青少年の喫煙率は依然として高いものがあります。

これに対し、学校教育や家庭等で厳しく禁止してはいますが、喫煙の低年齢化が進んでいるのが実態です。

兵庫県高等学校生徒指導協議会但馬支部の調査では、未成年者のたばこ入手先の90%以上が無人の屋外自動販売機によるとされています。

未成年者をたばこの害から守るために、次のことにご協力ください。

- たばこ自動販売機の屋内設置を積極的に行う
- 年齢識別装置付き自動販売機の導入を積極的に行う

## お知らせ

### 「緑条例」による申請手続きについて

兵庫県では、地域の活性化を図るとともに、南但馬地域らしい緑豊かな地域づくりを地域の方々の参画によって進めていくため、平成17年11月から「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」を適用することとしました。

次のような開発行為（主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとするときは、あらかじめ申請手続きが必要となります。

- ①山を守る区域では、500㎡以上の開発行為について許可申請が必要
  - ②まちの区域では、1000㎡以上の開発行為について届出が必要
  - ③これら以外の区域では、1000㎡以上の開発行為について協議申請が必要
- （協議等の必要ない開発行為）
- ①開発区域の面積が10000㎡（山を守る区域では5000㎡）未満の開発行為

- ②自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為
- ▼お問い合わせ／兵庫県土整備部景観形成室 ☎078-36213642、但馬県民局県土整備部建築第3課（☎66212267）、養父市都市計画課都市計画係（☎66213166）

### 兵庫県住宅再建共済制度の取り扱いが変更されました

助け合いの精神に基づき、小さな負担で被災時の大きな安心が得られる「兵庫県住宅再建共済制度」にぜひご加入ください。

この制度は、県内に住宅を所有している方が、平常時に年5000円（初年度は月額500円）を負担することにより、自然災害により住宅が半壊以上の被害を受けたときに、住宅を再建・購入した場合に600万円、補修した場合に50〜200万円、再建・購入・補修をしない場合にも10万円を給付するものです。保険とは異なるため、既存の地震保険等に加えて加入することも可能です。

変更になったのは、加入者と口座名義人が異なる場合で

### 平成17年度第5回 住まいの相談会を開催します

- ▼とき／平成18年1月22日（日）午後1時〜午後4時
- ▼ところ／但馬長寿の郷研修棟1階 すこやかセンター相談室
- ▼相談内容／手すりの取り付け位置、風呂・トイレなどの改修方法、段差の解消方法、開閉しやすいドアの設置など
- ▼相談員／(株)兵庫県建築士会 浜坂支部建築士、但馬長寿の郷理学療法士・作業療法士 ※相談料は無料です。
- ※事前に申し込みができる方は、お申し込みください。
- ▼お問い合わせ／県立但馬長寿の郷（☎66218456）